

Bangladesh 海外居住者福利厚生・海外労働省 人材雇用・訓練局と 「リクルート実務協定改正覚書」を取り交わしました



左から当機構岡野常務、小宮理事、金森会長、サレー アハメド ムジャフォル人材雇用・訓練局長モハンマド ジョイナル アベディン一等書記官、宮田監事

2024年2月7日（木）、当機構会議室において、当機構と Bangladesh 海外居住者福利厚生・海外労働省 人材雇用・訓練局と「リクルート実務協定改正覚書」を取り交わしました。

調印式には、サレー アハメド ムジャフォル人材雇用・訓練局長をはじめ、駐日 Bangladesh 大使館労働部のモハンマド ジョイナル アベディン一等書記官も同席されて執り行われました。

本覚書により、技能実習候補生の学歴要件が、従来の工業高等学校または同等の学校の卒業生に加え、中等教育の卒業生で、成績優秀で政府が承認した職業経験または職業訓練修了生も実習プログラムの対象となります。

これにより、 Bangladesh の若い力強い世代が、日本での技能実習の経験を通じてスキルや知識を磨く機会が提供されます。異なる文化や技術に触れ、国際的な経験を積むことで、個々の成長だけでなく、両国の友好関係の一層の強化にも寄与することが期待されます。

同時に、日本企業も若い人材を迎え入れ、相互の発展に寄与していくことが期待されます。

サレー アハメド ムジャフォル人材雇用・訓練局長は、「本覚書により、技能実習プログラムの対象が若い世代まで拡大され、より多くの技能実習生を送り出したい。」と述べられました。

